

つくば双愛居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団双愛会が開設する指定居宅介護支援事業所「つくば双愛居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 一 事業所の介護支援専門員は、要介護利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供する。
- 二 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 三 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 四 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 つくば双愛居宅介護支援事業所
- 二 所在地 つくば市高崎1008

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1人 (常勤職員)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援事業を行うものとする。
- 二 介護支援専門員 3人以上 (常勤職員)
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した

日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。

(勤務体制の確保)

第5条

- (1) 事業所は、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。
- (2) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
- (3) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月30日から1月3日)まで及び国民の祝日(振り替え休日を含む)を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分より午後5時30分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条

- 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
 - 一 相談の場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
 - 二 使用する課題分析表の種類 全国社会福祉協議会 方式
 - 三 サービス担当者会議開催場所 居宅介護支援事業所内及び利用者自宅
 - 四 居宅訪問の頻度 月一回のほか必要に応じて訪問
 - 五 モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、牛久市、つくば市、龍ヶ崎市、土浦市、つくばみらい市、阿見町、かすみがうら市の区域とする。

(守秘義務)

第9条

- 一 従業者は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これは、利用者の契約完了後も同様である。
- 二 従業者は、その職務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの守秘義務を守らなければならない。
- 三 従業者は、医療法人社団双愛会就業規定に則り、誠実に業務の遂行と誓約をするものとする。

(苦情処理)

第10条 利用者からの苦情を処理するため次のようにする。

- 一 苦情相談窓口の設置 つくば双愛居宅介護支援事業所内
- 二 担当者 原科 貴史（主任介護支援専門員）
- 三 相談の時間及び方法 通常の営業時間内 電話、面接による
- 四 処理の体制・手順

苦情があった場合、事実の確認を行い、その事実確認後担当者を含め、検討会議を開き、対応策を検討し実施する。又、記録を台帳に保管し苦情の再発防止に努める。

(緊急時対応)

第11条 万が一利用者に事故が発生した場合次のようにする。

事故発生後直ちに利用者に対し適切な措置を行うとともに、その状況を当該市町村及び利用者の家族に対し報告をする。尚、記録を台帳に保管し、今後の再発防止に役立たせる。

具体的な対応は下記の通り行う。

- ① 事業所は利用者の主治医及び緊急連絡先へ連絡を行う。
- ② 事業者は利用者及びその家族から24時間体制で連絡を受ける。

◇窓口担当者 原科 貴史（管理者兼介護支援専門員）
電話 090-9004-0684（居宅専用携帯）

(賠償責任)

第12条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、つくば双愛会居宅介護支援事業所の責めに帰すべき事由により利用者又はその家族等の介護者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、相応の損害の賠償を致します。尚、利用者又はその家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、事業所

のサービス従業員の生命・身体・財産に損害を蒙った場合には、その損害を請求する場合があります。

(個人情報の保護・利用)

第13条 事業所は、介護支援計画書を作成するにあたり担当者会議において情報交換が必要とされる場合、利用者及びその家族又は代理人の同意の上、その情報の提供を行うことができる事とします。

尚、医療法人社団双愛会個人情報保護規定を遵守し、その保護には細心の注意を払うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (担当者を定める)
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者その家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止に関する事項)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための従業者に対する研修及び訓練を定期的実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- （１） 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- （２） 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条

- 1 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 2 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団法人双愛会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。(つくば市に合併に伴う住居表示変更)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 5 条及び第 7 条の一部変更)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 13 条の一部変更)

この規程は、平成 23 年 1 月 16 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 23 年 12 月 30 日から施行する。(第 4 条、第 9 条及び第 10 条の
一部変更)

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。(第 5 条の一部変更)

この規程は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 26 年 10 月 16 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 9 条及び第 10 条の一部更)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 29 年 9 月 27 日から施行する。(第 6 条の一部変更)

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。(第 6 条の一部変更)

この規程は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条の一部変更)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 9 条・10 条の一部変更)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条追加・第 1 4 条の一部変更・
第 1 5 条追加)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条・1 0 条・1 4 条・1 5 条の一
部変更、第 1 7 条追加)